

まずは
信用保証協会まで
お気軽に
ご相談ください。

メソッドアドバイザー(専門家派遣)をご活用ください! 無料*

経営上のあらゆるお悩みに、各分野の専門家と信用保証協会が連携してお答えします。

- 「創業したいけど、何からすればいいの?」
- 「事業を立て直すための改善計画を作りたい…」
- 「売上を伸ばすにはどうしたらいいの?」
- 「いつも資金繰りが忙しいけど、何が問題?」
- 「売り場のレイアウト、これで大丈夫?」など

※一定の範囲に限ります。

ご利用のメリット

- 必要となる場合がありますが、原則として法人代表者以外の連帯保証人は必要ありません。
- 安定した借入枠が確保できます。
- 担保設定時に優遇措置があります。登記時にかかる登録免許税が通常4/1000のところ、1.5/1000に軽減されています。
- 融資枠の拡大が図られます。金融機関プロパー融資と保証協会付融資を併用することにより借入枠の拡大が図られます。

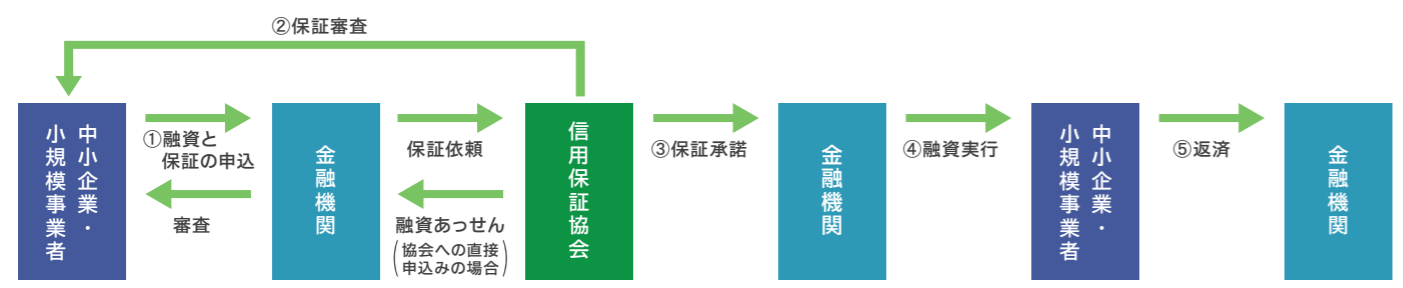
ご利用いただける方

- 所在地** 個人事業主 住居または事業所のいずれかが鳥取県内にあり、事業を営んでいる方。
法人 本店または事業所等のいずれかが鳥取県内にあり、事業を営んでいる方。
- 人格** 個人、法人(会社・組合・NPO法人等)が対象です。ただし、法人のうち学校法人、宗教法人など保証対象とならない法人格があります。くわしくはお問い合わせください。
- 規模** 資本の額または従業員数のいずれか一方が右表に該当することが必要となります。
- 業種** 農林業・漁業のほか、金融業・保険業・サービス業の一部で保証対象とならない業種があります。くわしくはお問い合わせください。
- 許認可** 保証をご利用いただく時点で有効な許認可・登録等が必要となる業種があります。

業種	資本の額	従業員数
製造業等*	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
医療法人等	—	300人以下

※運送業、建設業、不動産業を含みます。

お申込みの流れ



鳥取営業所 〒680-0031 鳥取市本町3丁目201番地 鳥取産業会館3階
TEL 0857-26-6631 FAX 0857-27-5149 E-mail hoshou@cgc-tottori.or.jp

倉吉支所 〒682-0887 倉吉市明治町1037番地11 倉吉商工会議所会館1階
TEL 0858-22-6103 FAX 0858-22-7351 E-mail hoshouk@cgc-tottori.or.jp

米子支所 〒683-0823 米子市加茂町2丁目204番地 米子商工会議所会館4階
TEL 0859-34-3535 FAX 0859-34-2877 E-mail hoshouy@cgc-tottori.or.jp



2024年9月現在

資金調達がまるわかり!

信用保証ナビ



あんな時、こんな時に。
皆さまをサポートする制度を
ご案内します。

育てます小さな信用 守ります大きな信用
鳥取県信用保証協会

	主な制度名	内容	資金使途・融資(据置)期間	融資限度額	融資利率	保証料率	担保	保証人
創業期	創業支援資金 ①一般貸付	新たに創業される方、創業後5年未満の方(個人・会社)向け	運転・設備資金 10年(2年)以内	1億円 ※①②合算の限度額	年1.66%	年0.21~0.48% 創業関連保証に該当の方は一律年0.27%	必要に応じて	必要となる 場合がある
	創業支援資金 ②スタートアップ創出促進貸付	新たに会社を設立される方、設立後5年未満の会社向け、経営者保証不要の融資 ※税務申告1期末終了の方は、創業資金総額の1/10以上の自己資金を有していることを要します。	運転・設備資金 10年(1年)以内 ※プロパー融資残高がある(または同時実行する)場合は据置3年以内	3,500万円		年0.80%	不要	不要
	小規模事業者カードローン (通称:強少プラス(創業))	創業1年未満で、信用保証協会の保証付き借入金为新たな借入金を含めて3,000万円以下の方向けのカード型融資	運転・設備資金 1年間または2年間	100万円	金融機関所定利率	年0.39~1.62%		必要となる 場合がある
拡大期	中小企業小口融資	従業員が20人以下の事業所向け、低金利・低保証料率の融資 ※商業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)は5人	運転資金 5年(6月)以内 設備資金 7年(1年)以内	2,000万円	通常 年1.66% 特別 年1.43%	年0.11~0.48%	不要	
	小規模事業者融資	従業員が20人以下の事業所向け、低金利・低保証料率の融資 ※商業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)は10人	運転資金 7年(1年)以内 設備資金 10年(1年)以内	3,000万円	通常 年1.66% 特別 年1.43%	年0.11~0.48%		
	リレーション強化保証	金融機関と提携してタイムリーに事業資金を調達可能、極度枠や長期設備資金にも利用可能	運転資金 10年(1年)以内 設備資金 20年(1年)以内 ※一括返済の場合は1年以内	1億円	金融機関所定利率	年0.38~1.90%	必要に応じて	
	小規模事業者カードローン (通称:強少プラス)	業歴1年以上で、信用保証協会の保証付き借入金为新たな借入金を含めて3,000万円以下の方向けカード型融資	運転・設備資金 1年間または2年間	1,000万円	金融機関所定利率	年0.39~1.62%	不要	
	事業者カードローン	業歴3年以上かつ与信取引が6ヶ月以上ある方向けのカード型融資	運転・設備資金 1年間または2年間	2,000万円	金融機関所定利率	年0.39~1.62%		必要となる 場合がある
	当座貸越	業歴3年以上かつ与信取引が6ヶ月以上ある方向けの当座貸越型融資	運転・設備資金 1年間または2年間	2億8,000万円	金融機関所定利率	年0.39~1.62%	必要に応じて	
	新規需要開拓設備資金	設備資金やそれに伴う運転・借換資金に幅広く使える低金利・超長期の融資	運転・設備資金 20年(3年)以内 ※据置の特例あり	2億8,000万円 ※特例あり	通常 年1.66%(10年超 年1.87%) 特別 年1.43%(10年超 年1.60%) SDGs 当初5年間 年1.0% ※6年目以降は特別利率適用	年0.23~0.68%		
	経営安定支援借換資金	借換により現在の返済負担を軽減したい方のための低金利融資	借換資金 10年(3年)以内 ※必要と認められるときは、借換に併せて事業資金の借入も可能 ※保証付き借入金であっても対象外となる場合あり	2億円 ※ただし、当初借入金の合計額まで	通常 年1.66% 特別 年1.43%	年0.45~1.08%		
	ESG型特定社債保証	ESGに取り組む方を長期・安定的な資金供給により支援 ※所定申込資料のほか、ESG型特定社債保証要件確認書が必要です。	運転・設備資金 7年以内	4億5,000万円 ※私募債の発行限度額 5億6,000万円の80%	金融機関所定利率	年0.25~1.70%	保証金額 2億円超 の場合は必要	不要
改善期	NEW コロナ克服借換特別資金 ①一般貸付	超長期の借換資金により、償還負担の軽減と経営改善の取り組みを支援 金融機関や商工団体及び鳥取県経営サポートセンター等の支援を受ける方向け ※経営改善計画書の策定が必要です。	借換資金 15年(1年)以内 ※必要と認められるときは、借換に併せて事業資金の借入も可能	2億8,000万円	通常 年1.43%(10年超 年1.60%) 特別	年0.45~1.08%		
	NEW コロナ克服借換特別資金 ②事業再生計画実施関連保証 (感染症対応型)貸付	超長期の借換資金により、償還負担の軽減と経営改善の取り組みを支援 認定支援機関等の指導・助言を受けて作成された事業再生計画に従って取り組む方向け ※債権者全員の同意が成立している再生計画に限ります。	運転・設備・借換資金 15年(5年)以内		〈当初3年間〉 年1.20%(10年超 年1.40%) (4年目以降) 年1.43%(10年超 年1.60%) ※条件変更時は年0.8%または年1%	年0.20%		
	NEW 経営力強化保証	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方向け ※事業行動計画書の策定が必要です。	運転資金 5年(1年)以内 設備資金 7年(1年)以内 借換資金 10年(1年)以内 ※一括返済の場合は1年以内	2億8,000万円	金融機関所定利率	年0.45~1.75%	必要に応じて	必要となる 場合がある
	経営安定型保証 (通称:エスコート)	毎月の返済額を低く抑えられる期日一括返済型の融資 制度利用後も定期的なモニタリングで経営の改善・安定を支援	運転資金 5年以内	8,000万円	金融機関所定利率	年0.38~1.90%		
	経営安定事業継続支援資金 (通称:県版エスコート)	毎月の返済額を低く抑えられる期日一括返済型の融資 制度利用後も定期的なモニタリングで経営の改善・安定を支援 ※経営改善計画書の策定が必要です。		3,000万円 ※ニューマネーの借入に併せ、既往借入金の借換ができる場合あり	年1.80%	年0.23~0.68%		
危機時・その他	経営体質強化資金	最近3ヵ月間の売上高等が、H19年4月以降のいずれかの年の同期に比べ5%以上減少している方、セーフティネット5号に該当する方を支援	運転・設備資金 10年(3年)以内 ※ニューマネーの借入に併せ、既往借入金の借換ができる場合あり	8,000万円	年1.43%	年0.45~1.08%		必要となる 場合がある
	地域経済変動対策資金	県が指定した経済変動事由により経営の安定に支障が生じている方を支援	運転・設備資金 10年(3年)以内	2億8,000万円 ※特例あり	年1.43%	年0.45~1.08% ※事由指定内容によっては年0.23~0.68%に低減	必要に応じて	
	事業承継支援資金	2年以内に事業承継(代表者交代を含む)される方、事業承継後2年未満の方向け	運転・設備資金 10年(2年)以内 ※特別保証の場合、据置1年以内	2億8,000万円	年1.43%	一般 年0.21~0.48% 特別 年0~0.29%		特別保証貸付 の場合不要
	NEW 事業者選択型経営者保証 非提供促進特別保証 (国補助制度)	一定の要件を満たす法人で、信用保証料率を上乗せすることにより経営者保証を不要としたい方向け 保証申込日に応じて信用保証料の一部を国が補助	運転・設備・借換資金 10年(1年)以内 ※一括返済の場合は1年以内	8,000万円 ※セーフティネットは別枠8,000万円	金融機関所定利率	年0.70~2.65% 補助率 【~R7年3月】 年0.15% 【R7年4月~R8年3月】 年0.10% 【R8年4月~R9年3月】 年0.05%	不要	不要

- 保証人は必要となる場合がありますが、法人代表者以外の連帯保証人は必要ありません。また、金融機関との連携等により経営者保証を不要とする取扱い、または信用保証料の上乗せを条件に経営者保証を提供しないことを選択できる「事業者選択型経営者保証非提供制度(横断的制度)」の取扱いにより、経営者保証を不要とすることが可能です。
- お申込み内容によってはご利用いただけない場合があります。